



ごみを減らすためにできること ～生ごみ～

家庭から排出される燃やすごみの約半分は、生ごみです。生ごみを減らすには、次のような方法があります。

食品ロスを減らす	<p>食品ロスとは、手付かず食品や食べ残しなど、食べられるのに捨てられている食品のことです。</p> <p>【食品ロスの減量方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①食材は使い切ることができる量だけを買う。 ②「賞味期限」（おいしく食べられる期限）と「消費期限」（安全に食べられる期限）の違いを理解する。 ③調理・注文した料理は残さずに食べ切る、野菜の皮や葉などで食べられる部分は調理する。 	
生ごみ処理容器を使う	<p>生ごみ処理容器を使うと、生ごみを堆肥化させて家庭菜園の肥料にしたり、消滅させたりすることができます。</p> <p>市では、電気を使用しないバイオ式の生ごみ処理容器を推奨しています。講習会や貸出制度（無料）、購入費補助を行っています。</p>	
生ごみの水切りをする（ぎゅっとひと絞り運動など）	<p>生ごみの約7～8割は、水分です。水切りをすると、ごみの減量、悪臭・コバエの発生抑制ができます。</p> <p>【水切りの方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①水に濡らさないようにする。水分の少ない生ごみは直接ごみ箱へ捨てる。 ②手でひとしぼりする。市販の水切りグッズを活用する。 ③新聞紙などに乗せて乾燥させる。 	



指定ごみ袋の取り扱いに関する注意点

Q 指定ごみ袋に入っていない可燃ごみは、どうなるの？	A 収集せずに啓発シールを貼って置いて行きます。指定ごみ袋に入れて、次の収集日に出してください。
Q 買い置きの市販ごみ袋が残っています。どうすれば良いのですか？	A ビニール・プラスチック容器包装や燃やさないごみは、10月以降も引き続き無色透明または白色半透明の袋で収集しますので、これらのごみを出す時に使ってください。
Q 指定ごみ袋が破れた時は、どうすれば良いの？	A 破れた箇所にガムテープなどを貼ってください。又は、破れた指定ごみ袋の上から無色透明の市販ごみ袋を被せてください。万一、不良品等がございましたら、購入先（小売店等）、まち美化推進課にご持参ください。1枚単位で交換します。
Q 啓発シールを貼られた指定ごみ袋をもう一度使いたい。	A 啓発シールを丁寧に剥がしてください。又は、シールの上からマジックなどで分かりやすく「x」印を書いてください。
Q 不要になった指定ごみ袋は、返品できますか？	A 返品・返金はできません。



説明会を随時開催しています

家庭系可燃ごみの有料化について、より多くの市民の皆さまにお知らせするため、出前講座方式での説明会を随時開催しています。

自治会や区民、小規模なグループの集まりなどにもお伺いします。ご希望の場合は、お気軽にまち美化推進課までお問合せください。

曜日や時間は問いません（※他の地域と希望日が重なることがありますので、電話での確認をお願いします）。

